

# 第3章 施策の展開と各主体の取り組み

## 環境目標 1

### 第1節 地球環境への負荷の少ないまちづくり

【地球環境保全対策】



#### 各主体の共通目標

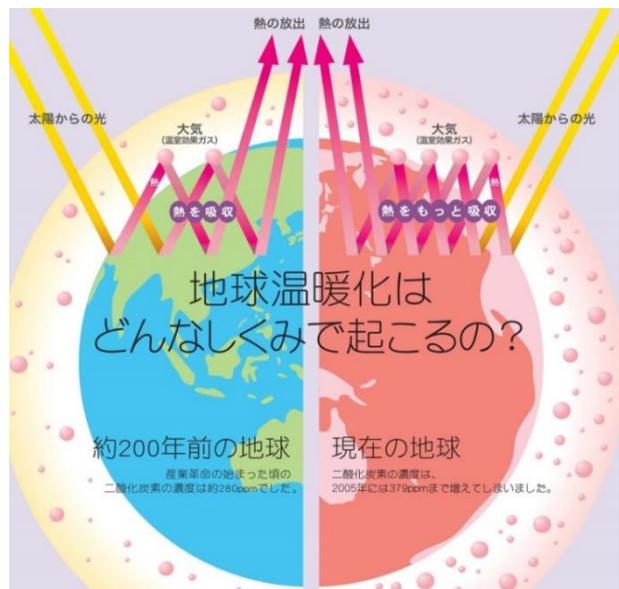
環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
再生可能エネルギー導入量	17,858 kW (2017. 9. 30 現在)	24,700 kW	31,560 kW
温室効果ガス排出量 (公共施設)	3,677 t-CO <sub>2</sub>	3,411 t-CO <sub>2</sub>	3,308 t-CO <sub>2</sub>
福島議定書事業参加団体数	16 団体	30 団体	60 団体
エコチャレンジ*参加世帯数	147 世帯	220 世帯	250 世帯

## 1-1 地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化\*は、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン等の温室効果ガスの濃度が高まることで温室効果\*が強まり地上の気温が上昇する現象です。観測記録によると、地球の平均地上気温は、19世紀半ばから上昇し続け20世紀中に0.74℃上昇しました。

近年、世界中で極端な気象現象が観測されています。強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、農作物にも甚大な被害をもたらすとといったことが毎年のように報告されています。

IPCC\*の第5次評価報告書 (AR5) は、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、熱帯や中緯度地域で大雨の頻度が増す可能性が非常に高いと指摘しています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

## 【気温】

日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.19℃の割合で上昇しています。日最高気温が35℃以上（猛暑日）の日数は統計期間1931～2015年で増加傾向が明瞭に現れています。また、日最低気温が0℃未満（冬日）の日数は、同期間で減少しており、日最低気温が25℃以上（熱帯夜）の日数は同期間で増加しています。

## 【降水量】

日本の年降水量については、長期的な変化傾向はみられません。一方で、日降水量100mmの年間日数は、1901～2015年の115年間で0.3日増加しています。また、日降水量1.0mm以上の日数は11.2日減少し、大雨の頻度が増える半面、弱い降水も含めた降水日数は減少する傾向を示しています。

現在のように温室効果ガスを排出し続けた場合は、21世紀末には、年平均気温は地域によって現在よりも3.3～4.9℃高く、また真夏日（日最高気温が30℃以上）の年間日数は、全国平均で現在よりも約49日増加し、滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の発生回数は、全国平均で2倍以上の回数になると予測されています。

## 【自然】

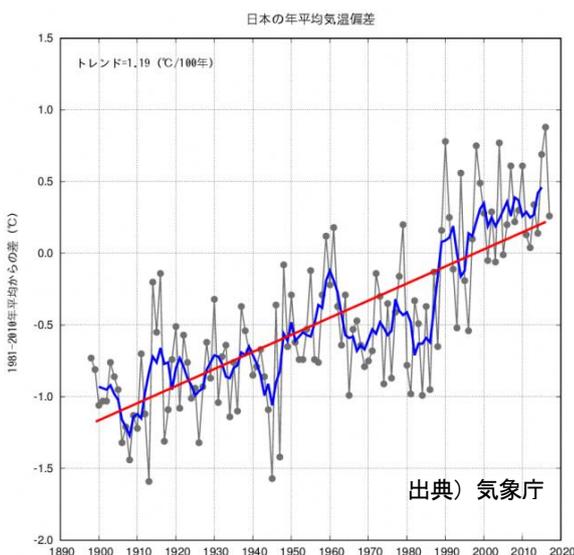
地球温暖化は産業や自然環境にも影響を与えます。20世紀後半より地域の平均気温が2℃以上高くなると、適応策をとらない場合、作物（小麦、米、トウモロコシ）の収量は本来よりも減少し、4℃以上高くなると、食料安全保障にとって大きなリスクになると予測されています。また、果樹の栽培適域の変化、サクラの開花日の早期化、サンゴの白化、ライチョウの個体数の減少、ブナ林の衰退など気温上昇による影響が考えられます。

## 【健康】

健康面では、熱波が増加し、熱ストレスによる超過死亡者数が全国で、現在のおよそ4～13倍に増加する可能性があります。また、ヒトスジシマカは広く日本で生息が可能になるという予測があり、蚊が媒介する感染症（デング熱、チクングニヤ熱など）にかかるリスクが高まることも考えられます。

## 【パリ協定】

2015年にパリにて行われたCOP21\*では「パリ協定」が合意されました。これは主要排出国、途上国を含むすべての締約国が温室効果ガス\*の排出削減目標（貢献）を持つ、初めての法的枠組みとなりました。



パリ協定の特徴および意義は大きく4つあります。それは「すべての国に適用」され、「包括的」で、「長期にわたり永続的」に、「前進・向上する」というものです。これらから、パリ協定は、世界の気候変動対策の転換点・新たな出発点と言えます。パリ協定は、2016年11月4日に発効され、わが国は、2016年11月8日にパリ協定の締結を完了しています。

パリ協定の目的には、平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求／適応能力を向上／資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合することが掲げられています。

産業革命以降の気候の変化には、人間活動が深く関係しており、温暖化に最も寄与しているのは、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）濃度の増加であることが分かっています。

地球温暖化を止めるには、大気中の温室効果ガスを低い濃度（280ppm以下）で安定させる必要があります。省エネルギー、化石燃料から再生可能エネルギーへ移行、自然環境の保全など、それぞれの社会はもとより地球規模で低炭素社会\*の実現に向け取り組まなければなりません。

## 市が推進する取り組み 温暖化対策を行う【温暖化対策】

### 【再生可能エネルギー】

- ◇再生可能エネルギーの導入を促進し、電力自給率の向上を図ります。
- ◇住宅に太陽光発電システムを設置される方に補助金を交付し、再生可能エネルギーの普及を図ります。
- ◇地域特性に合った再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ◇再生可能エネルギーの導入に当たっては、無秩序な開発や生活環境に影響を及ぼさぬよう開発時に設置者へ指導・助言を行います。

### 【省エネルギー】

- ◇家電や照明器具などを買い替える際には、省エネ性能の優れた製品を選ぶように啓発を進めます。
- ◇公共交通の利用を促進します。
- ◇通勤手段として自動車利用から、自転車や徒歩、若しくは相乗り出勤を促進します。
- ◇公共施設の光熱水費の使用状況を常に把握し、全体的な目標を掲げ省エネルギーに取り組めます。
- ◇クールビズ\*及びウォームビズ\*の一環として、家庭等の消費エネルギーの削減などを目的にクールシェアスポット\*及びウォームシェアスポット\*として公共施設を開放します。

### 【その他】

- ◇地球温暖化対策実行計画を策定し推進します。
- ◇福島県が実施する「福島議定書事業\*」及び「エコチャレンジ事業\*」への参加を促します。
- ◇グリーン購入\*を推進します。
- ◇公用車の買い替えの際には、先進環境対応車\*を導入するように努めます。
- ◇電気自動車・燃料電池自動車\*を普及させるため、充電設備・水素ステーション\*導入に向けての検討を行います。

## 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 地球温暖化についての情報収集に努めるとともに、理解を深めます。	●	●
◇ 電気、ガス、灯油、水道などの節約、省エネ機器の購入など、CO2 の排出削減を意識したライフスタイルを心掛けます。	●	
◇ アイドリングストップ*を実践し、急発進、急加速はしません。	●	●
◇ 省エネ、節電に取り組めます。	●	●
◇ 家電や照明器具を購入するときは、省エネ性能*の優れた製品を選びます。	●	●
◇ 自動車を購入する場合は、先進環境対応車の購入を検討します。	●	●
◇ マイカー利用の見直しと併せ、公共交通機関を活用します。	●	●
◇ 社内での啓発活動を実施します。		●
◇ 地球温暖化防止につながる製品、技術の開発・研究に努めます。		●
◇ 環境マネジメントシステム*の導入を進めます。		●
◇ 新エネルギー、省エネルギーを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、製造過程等でも省エネルギーに努めます。		●

## 1-2 オゾン層保護対策への取り組み

オゾンは、酸素原子3個からなる気体です。高度10~16kmから50kmまでの上空（成層圏）には、大気中のオゾンの90%が集まるオゾン層があり、人間や動植物に悪影響のある太陽光の紫外線（UV-B）を吸収し、地球上の生物を守っています。

オゾン層\*では、オゾンは常に分解や生成を繰り返し、一定のバランスが保たれています。しかし、フロン\*などの化学物質の影響でこのバランスが崩れます。オゾン層に達したフロンは紫外線によって分解され、塩素原子が発生します。この塩素原子が触媒となって、たくさんのオゾンを分解してしまい、オゾンが減少します。またフロン類は強力な温室効果ガスです。

現在は、塩素原子を含まない代替フロンの利用が進んでいますが、この代替フロンはオゾン層破壊物質ではないものの温室効果ガスです。

フロンの製造や利用を止めたとしても、今までに大気中に放出されたフロンによってオゾン層の破壊は進行するので、元の状態に戻るには50年以上もの年月を要すると考えられています。このような事態を防ぐためには、これ以上のフロン放出を止めること、フロン類の漏えいの防止対策を講じることが大切です。

### 市が推進する取り組み オゾン層を守る【フロン対策】

◇フロン排出抑制法などに基づくフロンの適正な回収処理の啓発を行います。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ エアコンやカーエアコンなどの効きが悪くなった場合、フロン類が漏れていないか専門業者によく点検、修理をしてもらいます。	●	●
◇ フロンが大気中に放出されないよう、フロン排出抑制法などに基づき適切に回収・処理を依頼します。	●	●

# 環境目標2

## 第2節 安心で良好な生活環境を大切にすまちづくり

### 【生活環境対策の推進】



### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
市内一級河川の水質状況	環境基準以内	環境基準以内	環境基準以内
市内一斉美化活動参加率	66.6%	75.0%	75.0%
污水处理人口普及率	76.1%	82.0%	85.0%

## 2-1 水環境保全への取り組み

市内には阿武隈川、五百川をはじめ、大小多くの河川があります。これまで、生活排水対策や河川の水質を改善するため、公共下水道の計画的整備、農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及など、地域ごとに適した整備手法によってハード面の整備を進めてきました。

本市の水洗化率（下水道整備区域内）は、平成29年度末で97.5%となっていますが、今後も地域に応じた処理手法により継続して水洗化率の向上を図っていきます。

本市では毎年、市内7河川14地点の水質調査（pH\*、BOD\*、SS\*、DO\*、大腸菌群数\*）を行っています。環境基準を上回る結果は出ていないものの、今後も水質の保全に注視していく必要があります。また、上水道は河川と地下水からの取水によりまかなわれています。いずれも自然からの恵みであり、地下水は汚染されると浄化することがたいへん困難なため、安全で安定的な水を確保していくためにも、今後も監視を行っていく必要があります。



### 市が推進する取り組み 水環境を守る【水質汚濁】

- ◇市内の河川の水質調査を定期的実施します。
- ◇油流出等の水質事故を未然に防止するため、啓発活動を継続します。
- ◇関係機関との連携により、迅速な水質事故への対応を行います。
- ◇公共下水道への接続を促進します。
- ◇公共下水道区域外については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

- ◇単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ◇合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- ◇農薬や化学肥料の適正使用を周知します。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 水環境に関心を持ち、異常を発見した場合は市へ連絡します。	●	●
◇ 単独処理浄化槽から公共下水道又は合併処理浄化槽へ切り替えます。	●	●
◇ 浄化槽の定期的な維持管理を行います。	●	●
◇ 洗剤は環境に負荷の少ない製品を選び、常に適量を使います。	●	●
◇ 川や海の良い水環境を保つため食器や鍋についた油汚れは、洗う前にふきとります。	●	●
◇ 農薬や化学肥料は使用用途を守り、適正に使用します。	●	

## 2-2 騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み

騒音・振動の発生源は、工場・事業所の機械・設備関係や建設作業、自動車、鉄道、航空機、商業活動、家庭生活など様々です。騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、それぞれの地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。

また、騒音規制法、振動規制法により、生活環境を保全すべき地域を指定し、指定地域内にある工場や事業所における事業活動や建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しているほか、指定地域外でも福島県生活環境の保全等に関する条例で規制しています。

最近の騒音・振動に関する苦情や相談の多くは、事業活動に伴うものです。近年は、産業活動や生活様態の変化のため、夜間も騒音等が発生する機会が増えました。さらに、隣近所との関係が薄くなったために近隣住民の発する生活音が許容できなくなるなど都市部に多いタイプの騒音の相談も見られるようになりました。

### 市が推進する取り組み 暮らしを守る【騒音・振動】

- ◇自動車騒音の監視を定期的実施します。
- ◇新幹線騒音を定期的に測定し、環境基準超過の際は、事業者に対し改善を求めます。
- ◇工場・事業場からの騒音や振動を防止するため、工場・事業場からの届出の徹底を図ります。
- ◇生活騒音では許容範囲に個人差があるため、関係者と協議を重ね改善策を探ります。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 近隣に迷惑を及ぼす騒音や振動が発生しないようにします。	●	●
◇ 自動車・バイクの空ぶかしや急発進、急加速はしません。	●	●

## 2-3 大気環境保全への取り組み

大気汚染の要因は工場・事業所からの排出ガスや自動車からの排気ガスなどです。大気汚染の目安として、呼吸器を通じて人体内に取り込まれた場合に健康への影響が懸念される物質について環境基準が定められています。

福島県内では48箇所の一般環境大気測定局と3箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。本宮市に測定局はありませんが、隣接する二本松市並びに郡山市ではこれらにより、常時、大気の状態を測定しています。

市に寄せられる大気汚染に関する苦情や相談の原因の多くが、廃棄物等の焼却の煙によるものです。平成12年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により廃棄物の野焼きが禁止されましたが、依然として一般家庭のごみの焼却や住宅地近隣で行われる田・畑から出る雑草を燃やして発生する煙に対しての苦情が寄せられています。

一方、悪臭の原因としては畜産関係、工場や事業所の排水、家庭からの雑排水、ごみの野外焼却によるものなどが挙げられます。悪臭に関する規制は、都市計画法による用途地域の指定がある地域を規制地域とし、規制を行っています。

### 市が推進する取り組み 大気を守る【大気汚染・悪臭】

- ◇光化学スモッグ\*（光化学オキシダント\*）注意報や警報、微小粒子状物質\*（PM2.5）の注意喚起情報が発表された場合は、速やかに市民に周知します。
- ◇安達地方広域行政組合のごみ処理施設「もとみやクリーンセンター」の排ガス・ダイオキシン類\*測定を始め適正な運営に構成市村とともに携わっていきます。
- ◇廃棄物処理法に基づく指導や現場確認を行い、屋外焼却禁止や野焼き抑制の啓発を行います。
- ◇悪臭に関する情報に対して速やかに原因究明を行い、解決を図ります。
- ◇アスベスト\*の適正処理に向け、関係機関とともに啓発を図ります。
- ◇水銀血圧計、水銀体温計の窓口回収を継続して行います。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 大気汚染に係る情報などに注意を払います。	●	●
◇ 屋外焼却はしません。	●	●
◇ 農業に係わる野焼きであっても生活環境に支障を与えないようにします。	●	

## 2-4 美化活動・不法投棄対策への取り組み

廃棄物を適正に処理しない不法投棄が後を絶ちません。タバコの吸い殻や空き缶など小さなものからテレビ、冷蔵庫、洗濯機などの大型家電、タイヤまで様々なものが、道路などの公共の場所、他人の土地、林道沿いなどに捨てられています。河川敷にはそこで投棄されたものだけではなく、上流から流されてきた漂着ごみも数多くあります。また、犬の散歩中のフンを拾わずに放置するマナーが欠如した飼い主もいます。

地域の方々や、様々な団体がボランティアで地域の道路や公共の場所、河川敷などのごみ拾いや清掃活動などの美化活動を行ったり、不法投棄箇所の原状回復を行ったりしていますが、なかなか完全には、無くならない状況です。

ポイ捨て、不法投棄はしないという一人ひとりのモラル、マナーの向上が求められています。



### 市が推進する取り組み 生活環境を守る【生活環境】

- ◇環境美化推進員や環境委員会と連携し、ごみのポイ捨て防止や犬のフンの持ち帰りを啓発します。
- ◇美化意識の向上を図るため、市内一斉美化活動を継続して行います。
- ◇関係機関と連携し、廃棄物の不法投棄をパトロールします。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ いくら小さいごみであってもポイ捨てしません。	●	●
◇ 美化活動に積極的に参加し、常に自宅周り地域を清潔に保ちます。	●	
◇ 美化活動を行い、事業所の周りを清潔に保ちます。		●
◇ 犬の散歩時には、袋などを携行し、フンを持ち帰ります。	●	
◇ ペットを飼うときは、飼い主としての責任を持ち適正に飼養します。	●	

## 2-5 大規模災害への備えと取り組み

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、もとみやクリーンセンターの被害が致命的でなかったことからごみ処理に大きな混乱は生じませんでした。大規模の災害が発生するとごみの収集・運搬、そして処理に多くの時間を要することとなります。

大量の災害廃棄物\*の処理が進まなければ、復旧・復興の速度にも影響を与えてしまいます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要であり、平時から大規模災害への備えが必要です。

### 市が推進する取り組み 災害から守る【災害復旧】

- ◇災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の廃棄物処理に備えます。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 災害によって発生したごみは、極力分別を行い早期処理に協力します。	●	●
◇ 地域コミュニティを活性化し、地域防災力を強化します。	●	



- ◇自家消費用農林畜産物の放射能モニタリングを引き続き行い、情報を定期的にお知らせします。
- ◇市内外の消費者に対し安全・安心イメージの醸成など風評払拭に取り組みます。

**市民・事業者の取り組み**

市民	事業者
●	●

- ◇放射線の正しい知識を取得していきます。

## 2-7 空き家、空き地等の管理の取り組み

少子高齢化が進む中、空き家\*が近年増えてきています。空き家の中には保安上危険となる恐れのあるものもあります。また、空き地や休耕地の管理者が高齢であったり、遠隔地に住んでいることから管理が行き届かない事案も見受けられます。

空き家の有効活用に向けた取り組みや土地の適正管理を進め、生活環境の保全を図ることが必要です。

**市が推進する取り組み** 空き家を増やさない【空き家等対策】

- ◇空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の利活用を推進します。
- ◇保安上危険な空き家や管理が行き届いていない土地については、所有者に適正管理を促します。

**市民・事業者の取り組み**

市民	事業者
●	●
●	●

- ◇空き家になってしまった場合、利活用を含め適正に管理します。
- ◇空き地や休耕地は除草や不法投棄防止対策を行うなど、適正に管理します。

## 環境目標3

### 第3節 人と自然が共生し、うるおいのあるまちづくり 【人と自然が共生できる環境の創造】



#### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
花いっぱい運動 (行政区)	66 地区	70 地区	73 地区
グリーン・ツーリズム参加者数	738 人/年	750 人/年	750 人/年
クリーンアップ作戦参加者数	6,285 人	6,500 人	6,500 人

### 3-1 緑あふれるまちづくりへの取り組み

本市は、阿武隈山系からなる山並みや丘陵地、安達太良山から連なる山並みを有し、更には、県の自然環境保全地域として高松山のアカマツ等の人工林や岩角山のケヤキ等の人工林・岩石の露頭が昭和 49 年 3 月に指定されており、豊かな自然資源が確保されています。これら豊かな自然を保全していくためには、植林や間伐など森林の適正な維持管理、自然破壊の未然防止などの対策が必要となります。

みどりは、住民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性\*の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震災・火災等の災害発生時には避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を果たしています。また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止やヒートアイランド\*現象の緩和など都市環境改善にも大きく寄与しています。

#### 市が推進する取り組み 森林とみどりを守る【みどり】

- ◇県指定の自然環境保全地域（岩角山・高松山）の保全に努めます。
- ◇緑化募金を活用した「花いっぱい運動」を実施します。
- ◇緑豊かな市街地を形成するため、生けがき設置を支援します。
- ◇松くい虫及びアメリカシロヒトリの病虫害被害に対する防除の実施及び支援をします。
- ◇市内の幼児・児童を対象に森林環境学習を実施します。

#### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 木材や間伐材を積極的に利用します。	●	●
◇ 生け垣や花を植え、みどり豊かにします。	●	●

## 3-2 生物生息空間の保全と創造への取り組み

本市の恵まれた自然の中には、多様な生物が生息しています。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的に、間接的に支え合って生きています。生物多様性条約では、〔生態系の多様性〕・〔種の多様性〕・〔遺伝子の多様性〕という3つのレベルで多様性があるとされています。

地球上の様々な生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活にうるおいや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

生物多様性基本法では、生物多様性\*の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

一方、人間活動によって他地域から導入された生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物に指定し、飼育・栽培、輸入・譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されています。一度崩れた生態系は回復が困難となるため、未然の対策等が重要です。

また、近年、イノシシによる農作物などへの被害が深刻化しています。このため、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、合わせて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど人と野生鳥獣との棲み分けを進める必要があります。

種の多様性…哺乳類、鳥、魚、虫、菌、植物などいろいろな種類の生き物がいること。

遺伝子の多様性…同じ種でも形や模様、生態等に多様な個性があること。例えば、テントウムシやアサリの模様は様々で、これらはすべて遺伝子の違いによるもの。

生態系の多様性…各地に森林、草地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があり、それぞれに特有の生物相が形成されていること。

生態系のつながり…それぞれの生態系もつながっています。例えば、山に降った雨は、森林に栄養分とともに蓄えられた後、地下水や川となって海へと流れ込みます。一方で陸上や海洋から発生した水蒸気が雲となり、雨となって、循環してそれぞれの生態系をつないでいます。

### 市が推進する取り組み 生態系を守る【生物多様性】

- ◇乱開発を防止するため、開発事業指導要綱に基づき開発事業者に対し協力と負担を求め、良好な自然環境の保全を図ります。
- ◇特定外来生物などの侵入防止の啓発を行います。
- ◇イノシシ等による農産物等の被害を抑制するため、福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、個体数調整のための管理捕獲を実施します。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 貴重な生きものの保全に協力します。	●	●
◇ 特定外来生物を持ち込んだり、飼育したり、野外へ放ちません。	●	●
◇ 里山を管理し、野生鳥獣と人との棲み分けを進めます。	●	●

## 特定外来生物 (平成30年4月1日更新 画像：環境省提供)

指定状況

- ・哺乳類 (25 種類)
- ・鳥類 (7 種類)
- ・は虫類 (21 種類)
- ・両生類 (15 種類)
- ・魚類 (26 種類)
- ・昆虫類 (21 種類)
- ・甲殻類 (5 種類)
- ・クモ・サソリ (7 種類)
- ・軟体動物等 (5 種類)
- ・植物 (16 種類)



アライグマ



アメリカミンク



ソウシチョウ



カミツキガメ



ウシガエル



ブルーギル



オオクチバス



セアカコケグモ



ヒアリ



オオキンケイギク

## 3-3 うつくしい水辺の保全と創造への取り組み

本市には、市内中心部を流れる阿武隈川を始め、大小様々な河川、そして、ため池、湧水地などが存在しています。これらの河川やため池などの水辺は、市民の憩いの場ともなっており、良好な保全活動が必要です。しかし、場所によっては、ごみの投棄や周辺環境の悪化がみられるなど水質が懸念されています。良好な水資源の確保も含め、うつくしい水辺を保全しながら、後世へ引き継いでいくための活動が重要です。

### 市が推進する取り組み 水を守る (河川・ため池・湧水)

- ◇夏の河川クリーンアップ作戦や河川維持事業を通じて、河川環境保全を推進します。
- ◇阿武隈川サミット\*事業に協賛し、川を知る・見る・触れることを推進します。

### 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 河川や道路などに物を投げ捨てません。	●	
◇ 河川の一斉清掃に参加します。	●	

## 環境目標 4

### 第4節 資源の有効利用で持続可能なまちづくり

【循環型社会の形成】



#### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2016)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
市民1人1日当りのごみ排出量	911g/人・日	760g/人・日	706g/人・日
資源化率	17.3%	24.0%	25.0%

### 4-1 一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み

経済の急速な成長とそれに伴う都市化の進展や生活様式の変化は、ごみの排出量の急激な増加と質の多様化をもたらしました。これら「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を根本的に見直し「循環型社会\*」に変えていかなければなりません。「循環型社会」とは、生活や事業活動から発生、消費されるあらゆるものを資源として循環させていくことです。

本市においても、「循環型社会」の実現のため、各家庭におけるごみの減量化、さらに資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類など）の分別収集の徹底など、個々の取り組みを積み重ねてきました。

また、平成19年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を、平成29年4月からは小型家電のピックアップを開始し、資源化が進んでいますが、今後も環境への負荷を低減するため、各主体の連携のもと、より一層の減量化、資源化が求められています。



#### 市が推進する取り組み 3R運動を推進する【ごみ】

- ◇ごみの減量化を推進します。
- ◇ごみの分別収集と併せ、3R運動〔リデュース\*（発生抑制）・リユース\*（再使用）・リサイクル\*（再生利用）〕を推進します。

- ◇ごみの分け方・出し方について、冊子を配付し、市の公式ウェブサイトにも掲載します。
- ◇資源回収推進報償金を交付します。
- ◇破碎ごみで収集した小型家電をピックアップし、有用金属の更なる有効活用を図ります。
- ◇廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料\*に精製する活動を支援します。
- ◇ごみの減量化・資源化を目的とした出前講座に積極的に出向きます。
- ◇ごみステーションでの金属類や古紙等の抜き取り防止を徹底します。
- ◇食品ロス\*を減らすための啓発を進めます。
- ◇海洋プラスチック汚染\*の問題を解決するための取り組みを啓発・推進します。

**市民・事業者の取り組み**

	市民	事業者
◇ 生ごみは水切りを徹底します。	●	●
◇ ごみの分別を徹底します。	●	●
◇ 買い物に行く時はマイバック*を持参し、ごみを減量します。	●	
◇ 地域の資源回収に協力します。	●	
◇ 食品ロスを減らすため適量を調理し、またエコクッキング*に心掛けます。	●	
◇ グリーン購入を行います。	●	●

**4-2 産業廃棄物の適正な処理による環境負荷低減への取り組み**

事業活動に伴い発生する産業廃棄物は、一般家庭と比べ環境に与える負荷が大きいと考えられており、適正に処理する必要があります。産業廃棄物は、有害物質や感染性などの特性を有し、特別な管理を要する廃棄物もみられるなど質の多様化も進んでいます。

事業活動にともなって排出される産業廃棄物については、排出事業者が自らの責任により適正に処理することが原則となっていますが、全国的に産業廃棄物の最終処分場の残存容量が年々減少する中で、一層の減量化・資源化が求められています。

国でも、産業廃棄物の発生抑制、再資源化を推進するための法整備も進めており、一般廃棄物と併せ、循環型社会システムの形成に向けた取り組みが進められています。

**市が推進する取り組み 事業系廃棄物を適正に処理する【事業系廃棄物】**

- ◇事業者へのごみ分別と有害物質や感染性廃棄物の適正処理の指導を行います。
- ◇グリーン購入法に基づき、環境に配慮した商品やサービスを選択するように働き掛けます。
- ◇不法投棄パトロールを強化します。
- ◇警察、提携団体、環境美化推進員、環境委員会、各行政区と連携を図り、不法投棄の未然防止や早期発見、早期対応に努めます。

**市民・事業者の取り組み**

	市民	事業者
◇ 事業活動に伴い発生する廃棄物の発生抑制に取り組みます。		●
◇ 産業廃棄物・事業系一般廃棄物を適正に処理します。		●
◇ 不法投棄パトロールなど、不法投棄の監視に協力します。	●	●

## 環境目標5

### 第5節 「知る」から「行動する」まちづくり

【環境保全意識の向上、自主活動の促進策】



#### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
出前講座の開催	2回/年	6回/年	6回/年
資源回収団体 資源回収量	375,276kg/年	400,000kg/年	450,000kg/年

## 5-1 環境教育、環境学習への取り組み

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（通称「環境教育等促進法」）において、環境教育は持続可能な社会\*の構築を目指すものとされています。

このため、その実践にあっては、身近な自然や地域を通じて環境と社会、経済及び文化とのつながりの理解を促していくとともに、知識や思考力といった認知的な側面のみならず、心情、態度、意欲及び感性など社会・情動的な側面についても、発達段階に応じてバランス良く育成していくことが求められます。持続可能な社会を形成するためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、理解を深め、環境に配慮し、地球にやさしい行動をとることが重要です。

環境教育、学習にあたっては、家庭、学校、地域、職場で、それぞれの主体ごとの取り組みや、環境保全活動に実践的に取り組むリーダーの養成も不可欠ですが、各主体が、お互いに連携しながら、最新の情報を適切に収集、共有し様々なライフステージに応じ、日常生活に密着した場での環境学習の充実を図ることが必要となっています。



### 市が推進する取り組み 環境について学ぶ【環境教育】

- ◇広報紙、公式ウェブサイト、チラシ、出前講座\*など各種手法による意識啓発を行います。
- ◇小学4年生を対象にごみ処理に関する副読本を配付し、「ごみについて考える授業」を支援します。
- ◇阿武隈川サミット\*などの行事への参加を促します。

**市民・事業者の取り組み**

	市民	事業者
◇ 環境に関する情報に関心を持ちます。	●	●
◇ 環境教育・環境学習イベントに積極的に参加します。	●	●

**5-2 環境保全活動への取り組み**

本市が目指す環境像「みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」を実現するためには、行政（市）のみならず、市民、事業者が環境保全への理解を深めるとともに、それぞれの立場で実践できる環境配慮や環境保全活動を自主的、積極的に行う必要があります。

今後は、環境に関する情報や環境保全活動に関する情報の提供、環境保全活動に取り組む団体などの相互交流、指導者の育成などのもとより、市民、事業者、行政（市）が協働して環境保全活動を推進するための方策を一層充実していく必要があります。

**市が推進する取り組み 環境活動を支援する【環境活動】**

- ◇地区の環境委員会活動を支援します。
- ◇団体で行う資源回収に報償金を交付します。（再掲）
- ◇地域や事業者による環境美化活動を促進します。
- ◇歴史的遺産を保存する活動を支援します。

**市民・事業者の取り組み**

	市民	事業者
◇ 地区や団体の環境活動に積極的に参加します。	●	
◇ 事業所の製品や業務に関して環境に配慮することを組織的に管理します。		●